

「ご契約のしおりー約款」の改定について

[主な変更の概要]

1. 契約の成立時期の明確化

改正前民法においては、契約の成立時期は「発信主義」（＝会社が承諾する旨の通知を契約者へ発信したとき）とされていましたが、改正民法では「到達主義」（＝会社が承諾する旨の通知が契約者へ到達したとき）に変更されます。当社では、ご契約の効力を速やかに生じさせるために、改正民法下においても現行の「発信主義」を採用しますので、保険証券を交付することにより、承諾の通知を行う旨を約款に明記します。

2. 年齢または性別の誤りに伴う取扱について

ご加入いただいた契約について、申込書に記載された年齢または性別に誤りがあり、契約日における実際の年齢または性別が、当社の定める年齢または性別の範囲外であった場合、当社は契約を「無効」とし、すでに払い込まれた保険料をご契約者に払い戻しますが、改定後は「無効」から「取消」に変更となります。

「無効」の行為に期間の制限はありませんが、当該変更により「民法第126条（取消権の期間の制限）」が適用されることになるため、当社の取消の行為に期間の制限ができます。

※以下の対象商品については、次頁以降の改定内容をご確認ください。

1. [無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険](#) *1、*2
2. [無配当外貨建終身保険 016（予定利率更改型）](#) *2
3. [無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）](#)
4. [無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）](#) *2
5. [無配当外貨建個人年金保険 019（予定利率更改型）](#)
6. [無配当外貨建学資保険](#)

*1 日本生命の職員を通じてご加入をご検討のお客さま

*2 一般代理店（金融機関以外の代理店）を通じてご加入をご検討のお客さま

1 無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険

※普通保険約款

<第9条（会社の責任開始時）>

■第③項柱書の規定の変更

変更前	変更後
③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>します。</u>	③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>することに</u> <u>より、承諾の通知を行います。</u>

<第28条（年齢または性別の誤りの処理）>

■第(2)号の「内容」規定の変更

変更前	変更後
契約は <u>無効とし</u> 、すでに支払った生存給付金があれば返還を求め、またすでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。	<u>会社は、契約を取り消すことができます。</u> この場合、すでに支払った生存給付金があれば返還を求め、またすでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。

※円換算払込特約

<第5条（年齢または性別の誤りの処理の場合の特則）>

■規定の変更

変更前	変更後
主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定によりこの特約を付加した主契約が無効とされる場合には、会社は、指定通貨によって定めた一時払保険料を払いもどします。	主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定によりこの特約を付加した主契約が無効とされ、 <u>または取り消され</u> る場合には、会社は、指定通貨によって定めた一時払保険料を払いもどします。

※円換算支払特約

<第6条（年齢または性別の誤りの処理に関する取扱）>

■規定の変更

変更前	変更後
主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定により主契約が無効とされた場合、会社が保険料を払いもどす際の換算基準日は、書類到着日の前日とします。	主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定により主契約が無効とされ、 <u>または取り消され</u> た場合、会社が保険料を払いもどす際の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

2 無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)

※普通保険約款

<第11条(会社の責任開始時)>

■第③項柱書の規定の変更

変更前	変更後
③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>します。</u>	③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>することにより、承諾の通知を行います。</u>

<第43条(年齢または性別の誤りの処理)>

■第①項第(2)号の「内容」規定の変更

変更前	変更後
<p>契約は<u>無効とし</u>、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。</p> <p>ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。</p>	<p><u>会社は、契約を取り消すことができます。この場合</u>、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。</p> <p>ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。</p>

3 無配当低解約返戻金型外貨建終身保険(予定利率毎月更改型)

※普通保険約款

<第12条(会社の責任開始時)>

■第③項柱書の規定の変更

変更前	変更後
③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>します。</u>	③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>することに</u> <u>より、承諾の通知を行います。</u>

<第41条(年齢または性別の誤りの処理)>

■第①項第(2)号の「内容」規定の変更

変更前	変更後
<p>契約は<u>無効とし</u>、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。</p> <p>ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。</p>	<p><u>会社は、契約を取り消すことができます。</u><u>この場合</u>、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。</p> <p>ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。</p>

4 無配当外貨建個人年金保険(積立利率更改型)

※普通保険約款

<第12条(会社の責任開始時)>

■第②項柱書の規定の変更

変更前	変更後
② 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>します。</u>	② 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>することにより、承諾の通知を行います。</u>

<第46条(年齢または性別の誤りの処理)>

■第①項第(2)号の「内容」規定の変更

変更前	変更後
契約は <u>無効とし</u> 、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、他の年金の種類、保証期間または年金支払期間に変更することが可能なときは、他の年金の種類、保証期間または年金支払期間に変更し、会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて精算します。	<u>会社は、契約を取り消すことができます。この場合</u> 、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、他の年金の種類、保証期間または年金支払期間に変更することが可能なときは、他の年金の種類、保証期間または年金支払期間に変更し、会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて精算します。

5 無配当外貨建個人年金保険019(予定利率更改型)

※普通保険約款

<第12条(会社の責任開始時)>

■第②項柱書の規定の変更

変更前	変更後
② 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>します。</u>	② 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>することに</u> <u>より、承諾の通知を行います。</u>

<第46条(年齢または性別の誤りの処理)>

■第①項第(2)号の「内容」規定の変更

変更前	変更後
契約は <u>無効とし</u> 、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、他の年金支払期間に変更することが可能なときは、他の年金支払期間に変更し、会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて精算します。	<u>会社は、契約を取り消すことができます。</u> <u>この場合、</u> すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、他の年金支払期間に変更することが可能なときは、他の年金支払期間に変更し、会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて精算します。

6 無配当外貨建学資保険

※普通保険約款

<第10条（会社の責任開始時）>

■第③項柱書の規定の変更

変更前	変更後
③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>します。</u>	③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付 <u>することにより、承諾の通知を行います。</u>

<第41条（年齢または性別の誤りの処理）>

■第①項第(2)号の「内容」規定の変更

変更前	変更後
契約は <u>無効とし</u> 、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、誤りの事実を発見したときの実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内であった場合、会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて精算等の取扱を行います。	<u>会社は、契約を取り消すことができます。この場合</u> 、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、誤りの事実を発見したときの実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内であった場合、会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて精算等の取扱を行います。

以 上